

梶田 和美 議員

(一括質問方式)



- ①市民との対話と市政運営
- ②地方創生臨時交付金
- ③ヤングケアラーの支援
- ④改正所有者不明土地措置法
- ⑤ごみの削減

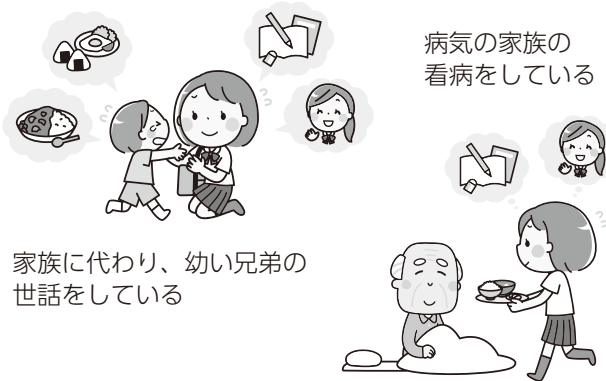
ヤングケアラーの支援について

問 ヤングケアラーをどのように把握し、どのような支援体制としているか。

答 本市では、学校や保育所等で日頃から児童・生徒等の観察や家庭の状況把握、地域からの情報収集等を行いヤングケアラーに該当する児童・生徒等を把握し、適切な対応を取っています。

現時点で学校や保育所等からの情報はありますが、引き続き積極的な把握に心がけ、見逃すことがないように情報収集に努めるとともに、事案が確認された場合には、福祉、教育の関係機関が連携して相談支援を行っていきます。

今年度、愛媛県がヤングケアラーの早期発見と支援策の検討を行うため、県内の公立小学校5・6年生と、中学校、高校に通う児童・生徒を対象としたアンケートを実施する予定と伺っています。その調査結果は、県、市町の福祉や教育部門で共有して、地域の実情に応じた支援の取組を推進することとなっています。本市でも、関係機関と連携を図りながら実態に応じた支援体制等を検討する考えです。



改正所有者不明土地措置法について

問 市内にはどのくらいの所有者不明土地、空き家があるのか。また、改正された特別措置法によっ

て、どのようなことが可能となるのか。

答 所有者不明土地数は、令和4年5月末時点で約220筆で、これらのほとんどは相続登記がされていない土地で現状把握はできていません。また、市内の空き家総数は2,065戸で、そのうち所有者不明空き家数は、約160戸となっています。

これまで老朽危険空き家等への対応は、平成28年度から補助制度を創設し撤去の推進を図っており、所有者不明の危険家屋への対応では、周辺住民からの苦情や問合せなど、その内容に応じて該当土地や建物に関して再調査を行い、その結果、大半の家屋が所有者の特定に至っています。

今回の法改正により、所有者不明土地の有効活用が容易になったものと考えています。この改正を契機に、まずは所有者不明土地の全体的な把握と、問題となっている事案の整理など、庁内の関係各課と協議・検討を進める考えです。

ごみの削減について

問 プラスチック資源潤滑促進法の施行で、リサイクルの一層の推進が図られる中、プラごみはこれまでの分別収集方法を見直すべきと考えるがいかがか。

答 現在、本市では家庭ごみを7種分別とし、ペットボトルや発泡スチロール容器は資源ごみとして資源化に努めていますが、その他のプラスチック使用製品ごみは、燃やすごみとして焼却処理をしています。今後は、早急に脱炭素化に向けた取組を充実させる必要があると認識しており、現在焼却しているプラスチック使用製品ごみについても、焼却から資源化への転換を図っていきたいと考えています。

分別収集の見直しでは、その他のプラスチック使用製品ごみの資源循環を促進するための適正な分別基準を策定することが重要になります。そのため、環境省の手引や先進自治体の取組事例を参考にするとともに、市民に分かりやすい分別基準の検討や、再商品化に向けたルート調査を実施するなどの検証を行ったうえで、できるだけ早く新たな分別収集の仕組みを構築したいと考えています。